

●香川県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
高松市庵治町字竹居5371の69、5414の7
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
高松市庵治町字竹居5371の69、5414の7
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため